

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - 二 第15条に定める在学年限を超える者
  - 三 第37条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
  - 四 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第1号によって除籍となった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

## 第9章 正規課程以外の学生

### (協定留学生等)

**第41条** 本学は、第5章に定める正規課程の入学者のほか、次の各号に定める学生を受け入れる。

- 一 協定留学生 本学が外国の大学との交流協定に基づいて受け入れる留学生
  - 二 外国人履修生 外国の国籍を有し第17条に定める入学資格に準ずる資格を有する者
  - 三 科目等履修生 第17条に定める入学資格を有する者で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
  - 四 科目等履修生（高等科生） 学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒で、本学の授業科目の単位修得を願い出て許可された者
  - 五 特別履修生 本学が他大学との協定に基づいて受け入れる履修生
  - 六 研究生 本学教員の指導の下に特定の専門事項について研究する者
- 2 前項の学生の受入れ、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

### (規則の準用)

**第42条** 前条に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

## 第10章 賞 罰

### (表彰)

**第43条** 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

### (懲戒)

**第44条** 学生が本学の規則又は命令に背き若しくは学生としての本分に反する行為を行ったときは、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - 一 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 二 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する事項については、別に定める。

## 第11章 厚生保健施設

**第45条** 学生は、別に定める規定に従って次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設 互敬会館